

福井県条例第 号

福井県議会基本条例の一部を改正する条例（案）

福井県議会基本条例（平成二十六年福井県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委員会)</p> <p>第七条（略）</p> <p><del>(緊急事態への対応)</del></p> <p><del>第七条の二 議会は、大規模な災害、感染症その他の緊急事態の発生に際し、議会としての対応が必要と認められるときは、議会の役割を果たすため必要な対応を行うものとする。</del></p> <p><del>2 議会は、前項の対応を迅速かつ的確に行うために必要な体制の整備その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</del></p> <p>(県民の意思の把握等)</p> <p>第八条（略）</p>	<p>(委員会)</p> <p>第七条（略）</p> <p>(県民の意思の把握等)</p> <p>第八条（略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

緊急事態における議会の基本的な対応方針を明確にするため、この案を提出する。